**議会運営委員会記録**

令和6年11月25日（月）

開議　 09 時 56 分

閉議　 10 時 58 分

全員協議会室

出席者

〔委　員〕柳楽委員長、永見副委員長、

肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、芦谷委員

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕牛尾議員

〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、小林財政課長、森井総務管理係長

〔事務局〕下間局長、松井次長、大下庶務係長、村山書記

議　題

1　令和6年12月浜田市議会定例会議について

⑴　付議事件及び付託案について　　　　　　　　　　　　　　　　　資料1-1、1-2

⑵　会議予定について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 資料1-3

⑶　その他

2　令和6年12月浜田市議会定例会議　陳情付託先案について 資料2

3　請願・陳情の取扱い変更後の対応について（まとめ・市議会ホームページ） 資料3

4　浜田市議会会議規則及び浜田市議会委員会条例の一部改正について　　　　 資料4

5　浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について　　　　　　　　　 　資料5

6　浜田市議会個人情報の保護に関する条例等の一部改正について　　　　　　 資料6

7　その他

⑴　令和7年度予算要求（議会費）について 資料7

⑵　令和6年9月浜田市議会定例会議傍聴者のアンケート結果について 資料8

⑶　その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

〔　9 時 56 分　開議　〕

○柳楽委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は9名で定足数に達している。

1　令和6年12月浜田市議会定例会議について

⑴　付議事件及び付託案について

○柳楽委員長

まず資料1-1を参照されたい。総務部長から説明をお願いする。

○総務部長

今回提案する付議事件は20件と、5件の報告である。付議事件の内訳は、条例が5件、損害賠償額の決定が1件、指定管理者の指定が7件、工事請負契約の変更が2件、市道路線の廃止が1件、市道路線の認定が1件、補正予算が3件である。

それでは概要を説明する。議案第58号から議案第62号までの条例議案の説明は、別冊資料の「提案条例説明資料」で行うのでそちらを参照されたい。

議案第58号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてである。刑法等の一部を改正する法律の施行により、自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることに伴い、関係条例を整理するものである。改正する条例は浜田市議会個人情報の保護に関する条例など7条例で、いずれも「懲役」「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるものである。施行期日は法律の施行に合わせ、令和7年6月1日とする。また、経過措置として罰則の適用等に関する経過措置と、人の資格、いわゆる欠格条項に関する経過措置を定めている。

議案第59号 浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例である。旧ＪＡ下府支所敷地に設置していた防災行政無線受信設備の移設に伴い、設置場所を下府市営住宅北側市道、位置、浜田市下府町958番地2に改めるものである。施行期日は公布の日からとしている。

議案第60号 浜田市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてである。健康保険証が廃止されることに伴い、医療機関等における被保険者資格の確認方法を、医療保険証等の提示から、社会保険各法の規定による電子資格確認、資格確認書の提示その他の方法に改めるものである。施行期日は公布の日からとしている。

議案第61号 浜田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてである。児童手当法の一部改正に伴い、県の乳幼児等医療費助成事業補助金交付要綱において、一部疾患群に係る入院に対する医療費助成の所得制限が撤廃されること及び健康保険証が廃止されることから、所要の改正を行うものである。また、令和7年度から県が子ども医療費に関する補助金を創設することに伴い、本市においても小学生及び中学生の医療費助成、高校生の入院に係る医療費助成を拡充するため、所要の改正を行うものとなっている。概要としては、第2条の改正で所得制限の撤廃に伴う改正、第5条の改正で被保険者等の被保険者資格の確認方法の改正を行う。また、第2条、第3条の改正として子ども医療費助成拡充に伴う改正を行うもので、比較表にあるように中学校までの医療費の自己負担をなしに、高校生の医療費の自己負担は通院のみ千円を限度額とし、その他の自己負担はなしとするものである。施行期日は所得制限の撤廃と被保険者等の被保険者資格の確認方法の改正に係る部分は公布の日から、子ども医療費助成拡充に伴う改正に係る部分は令和7年4月1日からとしている。また、経過措置として所得制限の撤廃に関する改正と、子ども医療費助成拡充に伴う改正に係る適用関係を規定している。

議案第62号 浜田市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例についてである。医師の働き方を見直すことで持続可能な医療提供体制を維持していくために、国民健康保険診療所の診療日、診療時間を変更することと、令和4年4月以降休診していた波佐診療所小国出張所を閉所することに伴い、所要の改正を行うものである。概要としては、波佐診療所小国出張所の閉所に伴い、設置や診療日時を定める規定から当該出張所の規定を削除するものである。診療日の変更に係る改正では、大麻診療所は第1、3金曜日の診療に、波佐診療所、旭診療所、弥栄診療所は従前の日曜日に加え土曜日を休診にする変更を行う。診療時間の変更に係る改正では、旭診療所、弥栄診療所の金曜日の診療時間を変更するもので、午前のみの診療を第1、3金曜日については午前、午後の診療に拡充するものである。

議案第63号 損害賠償の額の決定についてである。市道上で発生した事故について損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものである。概要としては、市道走行中に側溝のグレーチングが跳ね上がり車両を破損したもので、損害賠償の額は85万円、相手方は門田産業有限会社である。

議案第64号 指定管理者の指定についてである。教育委員会所管のスポーツ施設4施設の管理について指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。対象となる施設の名称は、浜田市三隅Ｂ＆Ｇ海洋センター、浜田市三隅中央会館、浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設、浜田市岡見スポーツセンターで、指定管理者は公益財団法人浜田市教育文化振興事業団、理事長は石本一夫氏、指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までである。

議案第65号 指定管理者の指定についてである。浜田市世界こども美術館創作活動館の管理について指定管理者の指定をしたいので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものである。対象となる施設の名称は、浜田市世界こども美術館創作活動館で、指定管理者は公益財団法人浜田市教育文化振興事業団、指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までである。

議案第66号 指定管理者の指定についてである。浜田市立石正美術館の管理について指定管理者の指定を行うため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものである。対象となる施設の名称は、浜田市立石正美術館で、指定管理者は公益財団法人浜田市教育文化振興事業団、指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までである。

議案第67号 指定管理者の指定についてである。石央文化ホールの管理について指定管理者の指定を行うため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものである。対象となる施設の名称は石央文化ホールで、指定管理者は公益財団法人浜田市教育文化振興事業団、指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までである。

議案第68号 指定管理者の指定についてである。浜田市浜田郷土資料館の管理について指定管理者の指定をしたいので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものである。対象となる施設の名称は、浜田市浜田郷土資料館で、指定管理者は浜田市文化協会、会長は田中耕太郎氏、指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までである。

議案第69号 指定管理者の指定についてである。浜田市病児・病後児保育室の管理について指定管理者の指定をしたいので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものである。対象となる施設の名称は、浜田市病児・病後児保育室で、指定管理者は株式会社Ｆｒｏｍハート、代表取締役は吉田一也氏、指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までである。

議案第70号 指定管理者の指定についてである。浜田市石州和紙会館の管理について指定管理者の指定をするため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものである。対象となる施設の名称は、浜田市石州和紙会館で、指定管理者は公益財団法人浜田市教育文化振興事業団、指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までである。

議案第71号 工事請負契約の変更についてである。令和4年3月17日に議決を経た、山陰本線浜田構内君市踏切移設拡幅他工事請負契約について変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。概要としては、契約金額について現在の6億1,300万円から4,500万円の減で5億6,800万円に変更し、併せて完工期日を令和7年3月31日から令和7年12月31日に変更するものである。

議案第72号 工事請負契約の変更についてである。令和5年9月28日に議決を経た、市道日脚治和線（周布橋）新設橋梁下部工事請負契約について変更したいので、地方自治法及び市条例の規定により、議会の議決を求めるものである。概要としては、契約金額について現在の3億9,600万円から1億6,735万700円の増で5億6,335万700円に変更するものである。

議案第73号 市道路線の廃止についてである。市道の路線を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。廃止路線は浜田226号線ほか6路線である。個別路線の詳細は27ページの表、位置は28ページから34ページまでの図面のとおりとなっている。

議案第74号 市道路線の認定についてである。市道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。認定路線は浜田226号線ほか7路線である。個別路線の詳細は36ページの表、位置は37ページから44ページまでの図面のとおりとなっている。

議案第75号 令和6年度浜田市一般会計補正予算（第5号）については、別冊の説明資料で説明させていただく。

1の編成概要である。今回の補正予算は9月補正編成後に新たに生じた経費、現時点で事業費の確定等に伴い不用額が見込まれる事業等について調整を行うものである。

2の予算規模である。補正額は1億9,912万2千円の減額で、補正後の予算額は403億4,077万3千円としている。3の補正事項は説明資料のとおりである。

歳入歳出予算総括表の歳入について説明する。款ごとの補正額は記載のとおりで、金額の読み上げは省略する。

13番の分担金及び負担金は、条例に基づく受益者分担金の調整、15番の国庫支出金及び16番の県支出金は、事業費の特定財源を調整するものである。

18番の寄附金は、企業版ふるさと寄附金の調整を行うもの。19番の繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算に伴う収支の調整。まちづくり振興基金繰入金は事業費の特定財源を調整するものである。

21番の諸収入の浜田地区広域行政組合負担金返還金は、浜田地区広域行政組合からの返還金の調整、残土処理事業費は決算見込みにより調整を行うものである。

22番の市債は事業費の変更に伴い借入予定額を調整している。

次に歳出について説明する。事業別の補正事項を参照されたい。概要について主なものを整理番号で説明する。

1番は人事異動等に伴う代替職員任用経費の調整。2番は企業版ふるさと寄附金の皆減に伴う調整、3番は個人番号カード交付体制を強化するため会計年度任用職員の追加配置に伴う調整、4番は第9期介護保険事業計画に基づき定期巡回、随時対応型訪問看護事業所の整備を行う事業者に対して補助を行うもので、詳細については新規事業等実施に伴う説明シートを参照されたい。5番は国通知に基づく養護老人ホーム措置費に係る支弁額等の改定に伴う経費の調整及び不用額の調整を行うものである。7番は後期高齢者医療の健康診査受診者数の増加に伴う調整である。8番は制度拡充した児童手当に係る支給対象見込数の確定に伴う調整。9番は医療費の増額に伴う調整及び令和7年度からの医療費助成制度の改正に伴う準備経費。13番は漏水が発生した山ノ内貯水池の修繕を行うものである。16番はデジタル技術を活用した美肌観光の推進を図るためデジタル関連設備の追加により必要となった設計業務等を行うものである。

繰越明許費補正は記載のとおり追加が5件となっている。

債務負担行為補正は記載のとおり追加が2件、廃止が1件、変更が8件となっている。

地方債補正は記載のとおり変更が2件となっている。

続いて議案第76号 令和6年度浜田市水道事業会計補正予算（第1号）についても、別冊の説明資料で説明させていただく。

1の編成概要である。今回の補正は国交付金事業の追加要望に伴う国庫補助金及び企業債借入額の増額、建設改良費の増額調整等を行うものである。2番の補正事項と4番の事業別の補正事項は説明資料のとおりである。3番の予算規模について、資本的収入の補正額は1億375万8千円の増額で、補正後の予算額は11億9,285万円となっている。資本的支出の補正額は8千万円の増額で、補正後の予算額は17億4,744万円となっている。

議案第77号 令和6年度浜田市下水道事業会計補正予算（第1号）についても、別冊の説明資料で説明させていただく。

1の編成概要だが、起債借入予定額の調整及び現時点で事業費の確定等に伴い不用額が見込まれる事業について調整並びに特例的収支の精算を行うものである。2番の補正事項、4番の事業別の補正事項は説明資料のとおりである。3の予算規模について、資本的収入の補正額は3,670万円の減額で、補正後の予算額は18億814万8千円としている。資本的支出の補正額は3,640万円の減額で、補正後の予算額は21億6,463万1千円としている。特例的収入及び支出において各特別会計から引き継いだ債権、債務の確定により補正額は説明資料のとおりとなっている。

ここからが報告事項の5件となる。報告第19号が令和6年度浜田市一般会計補正予算（第4号）で、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費に係る専決処分となっている。補正額は4,721万5千円の増額で、補正後の予算額は405億3,989万5千円である。専決日は令和6年10月1日である。

報告第20号から報告第23号までが、事故の損害賠償の額の決定に係る専決処分である。損害賠償の額及び相手方は記載のとおりとなっている。

説明は以上である。また、12月定例会議において職員等の給与改定に伴い関係条例及び補正予算の追加提案を予定しているので、併せて報告する。

○柳楽委員長

続いて付託案について事務局から説明をお願いする。

○下間局長

資料1-2を参照されたい。

市長提出議案は、先ほど説明があったとおり全部で20件である。付託の内訳は、総務文教委員会に6件、福祉環境委員会に4件、産業建設委員会に6件、予算決算委員会に3件を予定している。

議案第58号については、先ほど説明があったとおり、引用する法改正に伴い関係する条例を整理し、改正するものであり、12月9日に委員会付託せず、即決としたい。

続いて請願だが、今回、請願の提出はなかった。

市長報告事件は5件、議会報告事件は、9月定例会議における議決分の意見書処理報告書として1件ある。

○柳楽委員長

ただいまの説明について委員から質疑があるか。

（　「なし」という声あり　）

⑵　会議予定について

○柳楽委員長

12月定例会議の予定について事務局から説明をお願いする。

○下間局長

資料1-3を参照されたい。

12月2日が開会、最終日は12月18日である。

12月3日から4日間、一般質問を行う。今回は、産業建設委員会の委員会代表質問があり、その後続いて、個人一般質問を行う。議員の持ち時間は30分を担保する。

12月9日は議案質疑である。先ほど追加提案もあるという説明があったので、それらの議案の提案説明もあり、記載はしていないが、そのための議会運営委員会を開催する必要がある。これまでどおり、一般質問の3日目の12月5日の本会議終了後に開催をお願いしたい。

12月10日から12日までが3常任委員会での議案等の審査日である。各委員会での議題の順序については、従来どおり、議案審査の前に陳情の審査・採決をお願いする。

12月13日は予算決算委員会で補正予算の審査である。16日は予備日としている。

12月18日が最終日で採決。終了後に全員協議会と議会運営委員会を予定している。

○柳楽委員長

ただいまの説明について委員から質疑があるか。

（　「なし」という声あり　）

⑶　その他

○柳楽委員長

執行部から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

執行部はここで退席されるが、委員から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

それでは執行部はここで退席されて構わない。

（　執行部退席　）

2　令和6年12月浜田市議会定例会議　陳情付託先案について

○柳楽委員長

資料2を参照されたい。

今回陳情が2件提出された。提出後に正副議長及び議会運営委員会正副委員長で内容を確認し、この2件を付託することとした。付託先については資料2のとおりで、総務文教委員会及び産業建設委員会にそれぞれ1件である。

12月2日の全員協議会で議長から付託されるので、確認をお願いする。今回付託した陳情2件についてホームページ等へ公開する際に住所地番、印影以外で黒塗りする部分はなかったのでお知らせする。

このことについて何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

3　請願・陳情の取扱い変更後の対応について（まとめ・市議会ホームページ）

○柳楽委員長

事務局から説明をお願いする。

○松井次長

請願・陳情の取扱いについては、オンライン化だけでなく、全体的な見直しも含めてご協議いただき、前回までのところで結論を出していただいた。

資料3は、9月30日の当委員会で使用した資料を流用して、決定した事項をまとめたものである。

まず、1ページの1番、基本的な考え方は、9月30日の資料と変わっていないので、説明を省略する。

2番の⑴は請願・陳情に共通する対応だが、アの請願者・陳情者、紹介議員の「署名又は記名押印」は、会議規則を改正し、記名のみでも可とすることとした。会議規則の改正案については、この後の議題4で説明する。

エの請願者・陳情者への審査結果の通知方法については、委員から、郵送で受け取るか電子メールで受け取るかを選択可能にすれば良いとのご意見をいただいたので、そのように修正した。

2ページ目に記載の事項は、以前説明した内容と変わっていないので、説明を省略する。

3ページに移って、3番の「陳情書取扱基準」の一部改正については、前回11月7日の当委員会で⑺の内容を改正し、既に適用している。

4番の請願書・陳情書の様式については、協議の結果、ホームページに参考様式を掲載して、「できるだけ参考様式を使ってほしい」と呼び掛けるが、異なる様式であっても、必要事項が記入されていれば同等に取り扱うことに決定した。

5番の陳情審査のタイミングについては、協議の結果、当面はこれまでどおり、定例会議中の委員会において審査することに決定した。

4ページからは、これらの決定事項を踏まえた、市議会ホームページの修正案である。5ページの下段に、3つの提出方法が書いてあるが、一番下のオンライン提出については、「しまね電子申請サービス」という文字にリンクが張ってあり、ここをクリックすると7ページの画面に移る。ここで請願か陳情を選ぶことによって、電子申請サービスに移行する流れとしている。

電子申請サービスの入力画面は8ページから11ページに掲載している。8ページの下段に請願者の人数を選ぶようになっているが、2人以上を選んだ場合は、自動的に請願者名の入力欄が増えるようにしている。

10ページ中段では、添付資料をアップロードできるようになっているが、署名簿を付ける場合は、コピーによる使い回しを防止するため、原本を提出していただくこととしている。

10ページ下段から11ページにかけては、結果通知の送付方法や、ホームページ等における請願者・陳情者の氏名・住所の公開を承諾するかどうかを選べるようにしている。

以上のように、ホームページの修正や、電子申請サービスの入力フォームについては、できるだけ分かりやすく、使いやすくということで、事務局内で検討を重ねてきたが、運用開始後も必要に応じて見直しを行い、より良いものにしていきたいと考えている。

○柳楽委員長

説明が終わった。これについては、これまでに決定した事項を分かりやすくまとめてもらったということなので、これでよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

4　浜田市議会会議規則及び浜田市議会委員会条例の一部改正について

○柳楽委員長

事務局から説明をお願いする。

○松井次長

資料4を参照されたい。会議規則と委員会条例の一部改正について説明する。

改正案は、全国市議会議長会の標準市議会会議規則と標準市議会委員会条例を参考に作成している。なお、議会に係る手続のオンライン化やデジタル化だけでなく、それ以外の内容も含まれているので、主なものを順に説明する。

まず、浜田市議会会議規則は、オンライン化の対象となる手続が多いため、最後にある補則の中に、それぞれの手続のオンライン化を可能にする通則的な規定を新たに設けることにより、それぞれの条文に網をかけるような改正案としている。これについては後ほど詳しく説明する。

2ページの新旧対照表は、右端に解説を入れているが、青い文字で書いてあるのが議会のオンライン化・デジタル化に伴うもの、黒い文字で書いてあるのがそれ以外の改正である。

まず、第8条は、本会議の会議時間の変更に関するものである。現在の第2項は、ただし書きを見ると、本会議中に議長が会議時間を変更する場合を想定していると読み取れるため、「会議に宣告することにより」という字句を追加する。第3項はこれまでなかった条文だが、本会議中以外にも議長が会議時間を変更することがあり得るということで、新たに設ける。

第13条は、議員による議案の提出に関するものだが、オンライン化に併せて、署名が必要だったところを記名でも可とする。

4ページに移り、第43条は、本会議における委員会の中間報告に関する条文だが、中間報告が本会議に付議すべき事件であることを明確にするために、「議会の承認を得て」という字句を追加する。

第59条は一般質問に関するものだが、第2項として、議員がオンラインで通告できるようにするために新設する。

5ページの第79条、第80条、第82条は本会議の会議録に関するものである。これまでも電子記録による作成・保存ができるように規定されていたが、今回、新設する第110条でカバーすることとしたいため、各条文の重複する部分を削除する。

第85条は請願書の記載事項に関する条文である。先ほど議題3で説明したとおり、オンライン化にあわせて請願者と紹介議員の氏名は署名や押印を不要とし、記名のみで可とするために改正する。

7ページに移り、第91条は、これまで「陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは請願書と同様に処理する」としていたものを、分かりやすくするために、「陳情書又はこれに類するもので、議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理する」と改正する。これは全国市議会議長会が判例を踏まえて改正した標準会議規則を参考にした。これについては、浜田市議会では申し合わせ事項で補足しているので、次の議題5で説明する。

第108条は、全員協議会などの協議等の場の開催について、新型コロナ等のまん延や災害等が発生した場合にはオンラインで開催できるという内容だったが、「新型コロナ」という具体名を削除し、発生の可能性が高い順に「大規模な災害等の発生等、重大な感染症のまん延その他やむを得ない事由」と整理する。

8ページ以降が、最初にお話しした、各手続のオンライン化が可能となるように、全体的に網をかけるように新設する条文である。

第109条第1項は、議会等に対して行われる通知等で、文書等により行うことになっているものは、議長が定める方法でオンライン化できることとするものである。

第2項は、議会等が行う通知等で、文書等で行うことになっているものは、議長が定める方法でオンライン化できることとするものである。

第3項は、オンラインで行われた通知等は、文書等で行われたものとみなして会議規則を適用するというものである。

11ページに移り、第110条は、議会が文書等を作成、保存することになっているもの、例えば本会議の会議録などはデータで行うことができ、データで作成、保存されたものは、文書等で行われたものとみなして会議規則を適用するというものである。

会議規則については以上で、続いて12ページ、浜田市議会委員会条例についてである。こちらもオンライン化・デジタル化に関する改正と、それ以外の改正がある。

13ページの第12条の2、委員会のオンライン開催に関する改正は、先ほど会議規則で説明した内容と同じである。

第45条は委員外議員に関するものである。これまで、本文には「委員でない議員」と書いていたが、日常的に使用している「委員外議員」という用語に変更する。

14ページの同条第4項は、委員外議員が委員会にオンラインで出席したい場合は、委員長への届出を義務付ける内容である。

第46条は、委員長が一委員として発言する際の規定だが、浜田市議会では、委員長席とは別に委員長用の委員席を設けることをしていないので、現状に合うように字句を調整する。

第62条の3はオンライン化に関するもので、公聴会への出席希望者がオンラインで申出できるように改正する。

同じく、第62条の7は、公聴会の公述人は、委員会が許可した場合に、オンラインで意見を示すことができるように改正する。

このように、委員会条例については、オンライン化の対象となる手続がこの部分だけなので、会議規則のように全体的に網をかける規定を設けるのではなく、該当する条文を改正する対応としている。

15ページの第65条は、委員会の会議録をデジタルで作成できるように改正するものである。

続いて、17ページは、新たに設ける「浜田市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程」の案である。

これは、先ほど説明した、会議規則の最後に設けたオンライン化に関する条文の中にある「議長が定める方法」、「議長が定める場合」などを補足するために必要なもので、地方自治法施行規則や、議会を除く行政機関等に既に適用されている「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」等を参照して新たに制定するものである。

同様に、21ページの「浜田市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程」も、新たに制定する必要がある。

これら2つの規程は議決案件ではないが、制定に当たり当委員会でご確認いただきたく、併せて提案する。

○柳楽委員長

ただいまの説明について委員から確認することや質問があるか。

（　「なし」という声あり　）

それでは説明があったように、浜田市議会会議規則及び委員会条例について、それぞれ一部改正し、議会運営委員会から提案することとしてよろしいか。

（　「異議なし」という声あり　）

それでは、今後、法令担当と調整して、多少の文言修正があった場合は正副委員長一任とさせていただきたい。

また、提案については最終日12月18日の本会議で委員長の私から提案したいと思う。よろしくお願いする。

5　浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について

○柳楽委員長

事務局から説明をお願いする。

○松井次長

資料5を参照されたい。今回提案するのは、請願と陳情の取扱い変更に伴い、改正が必要と考える内容である。

まず、1ページ目は「請願」に関するものである。3番は、請願書の提出期限について、書いてあることの意味合いは変わらないが、より分かりやすいように文言を調整する。

7番は、請願の審査結果を文書で通知する際に、郵送だけでなく電子メールでも送れるように改正する。

13番は、請願書をホームページに掲載したり傍聴者等に配付するに当たり、請願者の氏名や住所の公開ルールを定める。

2ページ目は「陳情」に関するものである。6番は、先ほど説明した会議規則に規定する「陳情書又はこれに類するもので、議長が必要と認めて請願書の例により処理するもの」とは何かを定めるものである。具体的には、例えば「陳情」と書いてあっても、紹介議員の名前が書いてあれば請願として扱うことになる。

7番は、意見書の提出を求める陳情が提出された場合の対応である。これまでは持ってこられても受理しないこととしていたが、実際のところ、お返しするわけにもいかないので、受付はするが議長預かりとして審査はせず、請願で出していただきたいとお願いすることとしている。

8番は、これまで、郵送による陳情書や要望書等は委員会配付のみとしていたが、今後は郵送で届いた陳情も審査することに決まったので、この項目を削除した。要望書については別に定めることとし、この後説明する。

9番は、先ほどの請願と同様に、陳情の審査結果を郵送または電子メールで送れるようにするものである。

3ページも陳情の続きで、12番は、陳情書の公開についてで、先ほどの請願書と同じ改正内容である。

最後に、要望書は、これまでどおり、所管の委員会に写しを配付する取扱いとし、公開はしないこととする項目を新設する。

なお、今回の申し合わせ事項の改正は、会議規則や委員会条例の改正とセットで行うものなので、本日ご承認いただいた場合も、本日付けで改正するのではなく、最終日の12月18日に会議規則と委員会条例の改正案が可決された場合に、同日付けで改正することとしたい。

また、先ほど議題3で説明したホームページの切替えや、しまね電子申請サービスの利用開始も、同じ理由で、最終日に会議規則と委員会条例の改正案が可決された後に行う予定としている。

○柳楽委員長

ただいまの説明について委員から確認することや質問があるか。

（　「なし」という声あり　）

それでは説明があったように、最終日の12月18日に会議規則と委員会条例の改正案が可決された場合に、同日付けでこの案のとおり申し合わせ事項を改正するということでよろしいか。

（　「異議なし」という声あり　）

6　浜田市議会個人情報の保護に関する条例等の一部改正について

○柳楽委員長

事務局から説明をお願いする。

○大下庶務係長

資料6を参照されたい。このことは先ほど総務部長から説明があった議案第58号に関するものである。

改正の目的・理由は、令和4年6月に刑法等の一部改正があり、自由刑のうち「懲役」と「禁固」が廃止となり、「拘禁刑」に一本化されることに伴い、所要の改正を行う。浜田市議会個人情報の保護に関する条例については、第53条、54条、55条に「懲役」という文言があるので、それを「拘禁刑」に改正する。施行期日は刑法等一部改正法の施行日と同日の令和7年6月1日である。

なお、この条例の改正については、市の関係条例も同様に改正されるため、市の関係条例の整理に関する条例のもと、総務部から他の条例と併せて提案される。

続いて、浜田市議会個人情報の保護に関する条例施行規程の改正について説明する。こちらは、今年12月2日から、現在の健康保険証が廃止されることに伴い、条例施行規程の中の、開示請求における本人確認の書類から健康保険証を除くため、必要な改正を行うものである。具体的には、第10条中の「健康保険の被保険者証」という文言を削除する。施行期日は告示の日となる。

○柳楽委員長

ただいまの説明について委員から確認することや質問があるか。

（　「なし」という声あり　）

それでは説明があったように、浜田市議会個人情報の保護に関する条例及び浜田市議会個人情報の保護に関する条例施行規程を、それぞれ一部改正することでよろしいか。

（　「異議なし」という声あり　）

条例については議案第58号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてにおいて、総務部からほかの条例と併せて改正について提案していただく。なお、最初にあったとおりこの提案については委員会付託せず、12月9日に採決とする。

条例施行規程については、議決案件ではないため事務局において改正し、改正後はＳｉｄｅｂｏｏｋｓ等のデータを更新していただくようお願いする。

7　その他

⑴　令和7年度予算要求（議会費）について

○柳楽委員長

資料7を参照されたい。説明をお願いする。

○松井次長

資料7を参照されたい。令和7年度の議会関係の当初予算要求の概要を説明する。

議会の予算には3つの事業がある。まず、「議員報酬・手当・政務活動費」である。

令和7年度は議員の改選があるので、議員数を改選前21人、改選後は22人で計算している。

期末手当は、改選に伴う議員数の変更のほか、12月定例会議で提案される予定の、支給割合の改定を反映させている。

政務活動費は、今年度まで裁量事業の「議会運営費」の中に入っていたが、財政課と協議して、こちらの事業に移すこととし、事業名を変更した。

要求額は1億3,646万円で、前年度より807万8千円の増となっており、このうち514万円は政務活動費を移したことによるものである。

続いて「議会運営費」である。まず議会関係では、議長交際費が、今年度の予算額は45万円だが、コロナ後は議長に出席の声が掛かる会合が増えているので、令和3年度以前の年額50万円に戻す。

次の政務活動費は先ほどの事業に移したためゼロになっている。

印刷製本費は議会だよりの印刷代で、1冊当たりの単価は変わらないが、世帯数の減により発行部数が減り、4万6千円の減となっている。

役務費、委託料、使用料が63万3千円増えた理由は、議会だよりの配送料が増えたことと、会議録の反訳料、これは本会議と予算決算委員会の文字起こしの委託料だが、この単価が1分間300円から1分間319円に上がったことが挙げられる。

事務局関係の需用費は、議員の改選に伴う議場の席札等の貼替料として、12万2千円を計上している。

また、借上料として、来年度は議場の音響システムの更新を予定している。8月頃の入替を想定しており、令和7年度は新規リース料として273万2千円を要求している。　議会運営費では、この他に、協議会や会議への出席負担金100万2千円を計上し、総額は2,802万7千円である。

最後に、「議員共済会給付費負担金」は、議員年金の財源として各議会が負担しているものである。議員報酬、議員の人数、毎年変動する負担率で計算し、来年度は2,372万6千円となる。

以上の3つの事業を合わせた議会費の総合計は1億8,821万3千円となる。

○柳楽委員長

説明が終わったが、このことについて確認したいことがあるか。

（　「なし」という声あり　）

⑵　令和6年9月浜田市議会定例会議傍聴者のアンケート結果について

○柳楽委員長

資料8を参照されたい。9月定例会議中に提出があったアンケートについては資料のとおりなので確認してほしい。

⑶　その他

○柳楽委員長

委員からほかに何かあるか。

○大谷委員

前回の議会運営委員会で、11月以降の服装について話があったと思う。一応決まったので、そのことは会派の中で伝達したが、議員の服装の自由度が増したかのように認識するが、議員の服装の規定が緩やかになった場合、傍聴者にも波及していくことを心配する意見があった。決まったことではあるが、今後を慎重に見据えていくことが必要という意見があったので申しておく。

○柳楽委員長

大谷委員から服装の件で話があったが、何か意見がある方はいるか。

○川上委員

ごく当たり前だと思うので、傍聴者についても縛りを設けるのではなく、適度な服装ということでお願いする形にしてほしい。

○柳楽委員長

傍聴者の服装については、傍聴規則等に規定されているので、あまり心配は要らないと思っている。議員については個々の認識に任せるが、市民が見てどうかと思われない服装が基準になると思っている。

○大谷委員

良識に任せるとのことだったので、その中での話ではあるが、そのときの論議にもあったように、良識というのは各個人の認識の中でばらけるものでもあるので、万が一懸念が出てきた場合に、議員だけでなく傍聴者にも問題点が波及することを心配する声があったことを伝えてくれということだったので申したまでである。

○柳楽委員長

それぞれの基準も違うとは思うので、あまりにもふさわしくないと思うような事例が出たときには、お互いに気を付けるようにしていけたら良いと思う。これは皆の協力をいただきたいと思うのでよろしくお願いする。

そのほかにはないか。

（　「なし」という声あり　）

ではお知らせする。次回の議会運営委員会の日程は、最初にあったとおり、議案の追加提案があるため、12月5日木曜日、本会議終了後から全員協議会室で開催するということで、よろしいか。

（　「はい」という声あり　）

ではそのように開催する。最後に、本日の内容について会派で共有していただくようお願いする。

以上で議会運営委員会を終了する。

〔　10 時 58 分　閉議　〕

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

　　　　　　　　　　　　　議会運営委員会委員長　　柳楽　真智子